

議 事 録

会 議 名	令和元年 第7回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和元年7月25日(木)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	<p>農業委員            会長：8番 磯川 浩            委員：1番 金子隆夫 2番 大久保泰明 3番 中村基寛 4番 市川澄雄            5番 相田孝 6番 福岡喜輝 7番 三留豊正            農地利用最適化推進委員            南部地区 小島新弥 北部地区 露木常夫            合計10名</p>		
欠席委員	中部地区農地利用最適化推進委員 相原善久		
農業委員会事務局	事務局長：勝又あおい 主幹：角田直幸 主査：広田智之 主任主事：小宮正道		
傍聴人			
議 事	<p>日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について            日程 第2 非農地証明願について            日程 第3 農地造成工事施工承認願について            日程 第4 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について            日程 第5 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について</p>		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和元年第7回定例総会を開会いたします。            農業委員出席委員は8名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。            本日の議事録署名人に、3番と4番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。            初めに、日程第1農地法5条の規定による許可申請について、議案番号49号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号49号を朗読)            (説明)当案件は、位置図にありますとおり小動農業振興地域内にある農地1筆です。転用事業の内容は自転車集積場であり、県内外から中古自転車を購入し、海外に輸出するための保管場所を希望していたところ、当該地所有者と賃貸借契約の話が進み、農地転用許可申請に至りました。事業者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、水管、下水道管、又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路かつ申請に係る農地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、中部地区農地利用最適化推進委員は本日欠席ですが、農地利用集積の観点から問題ないと聞いております。5番からお願いします。</p> <p>5 番：先日現地調査に行ってきました。譲渡人の父はハウスで栽培していましたが、現在子の譲渡人が保全管理している状態です。隣地は6月の案件で農地転用が許可された土地と資材置場ですので他の農地の影響はありません。隣地承諾書も提出されていますのでやむを得ないと思います。</p>		

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

事務局：説明の補足で資材置場から車両置場に用途変更と県農地課からありました。

3 番：車両置場とのことですが、油の流出等他の農地の影響はありませんか。

事務局：事業計画では積み込み、運び出しで2 t車が入り出りするだけで、トラック等を常駐する計画ではありません。また、農地に隣接してませんので影響はないと思います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。

議案番号49号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号49号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて日程第2非農地証明願について議案番号50号を上程いたします。本案件について、2番が関係人になっていますので、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。関係議案終了後に入席、着席していただきます。

(2番 退席 退出)

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号50号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小谷農業振興地域内にある農地2筆です。申請地は昭和44年頃から申請者の父が農業の作業場として建築しましたが、一部が農地に建っていることを相続の際に判明したため申請に至りました。当地は市街化区域から住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていることから第3種農地となります。かなり以前から作業場として利用しており、農地としての実体がなく農地に復元するのは困難と思われます。また、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会 長：続いて地区担当は2番ですが、利害関係人のため4番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

4 番：当地は3回現地調査をしております。小谷小学校西側の畑2筆で、昭和44年頃から作業場の敷地になっていますので、非農地証明発行はやむを得ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

3 番：相続があったようですが、農地法第3条の届出はないのですか？

事務局：当案件については、相当以前から農地性が無いとすることで議案に上程されています。他の所有農地については、農地法第3条の届出をするように指導します。

5 番：相続登記される前の申請ですが、相続登記後に申請するべきでは？

事務局：相続登記後に申請されることが多いですが、遺産分割協議書の写しの提出等があり、関係人が確定している場合は相続登記前でも受理します。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号50号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号50号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

(2番 入室・着席)

続いて、日程第3農地造成工事施工承認願について、議案番号46号及び51号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局：(議案番号46号・51号を朗読)

(説明)本案件は、先月延期になっていた議案番号46号と本月申請のあった議案番号51号が同じ事業内容になりますので一括して説明させていただきます。議案番号51号は、位置図にありますとおり田端農業振興地域内にある農地で現況は畑です。この畑の表面の土を切土して議案番号46号の田に盛土する計画です。議案番号46号は、位置図にありますとおり一之宮農用地区域内にあります農地で現況は田です。所有者は、田を盛土して畑として使用、しやくやくを耕作することを希望しています。双方の案件の隣接農地所有者から同意書が提出されています。

会 長：続いて、切土である議案第51号と盛土である議案第46号について地区担当農業委員の5番と3番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番：先日現地調査をしました。切土する畑は道路面から70cmの高さがあり、2反程度は造成できる量です。当地は田端西地区の場所で、開発が予定されていますので切土について問題ありません。

3 番：先月現地調査をしました。田端セブンイレブンの裏側で土留めを設置するなど被害防除がなされ、隣地承諾書も提出されていますので問題ありません。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号46号・51号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号46号・51号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。次に日程第4、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号62号から65号の4件、日程第5、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号66号から73号の8件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：農地法第4条第1項第7の規定による転用届出については、議案書のとおり4件。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出については、議案書のとおり8件、それぞれ届出がありました。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。

最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。

(特になし)

会 長：では、以上をもって、令和元年第7回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。

資 料	1. 令和元年第7回定例総会議案及び位置図
-----	-----------------------

議事録署名人 市川 澄雄 議事録署名人 中村 基寛

本議事録は、令和元年8月26日、承認・署名を得て確定しました。